

仕事をご依頼されるお客様へ

足立区シルバー人材センターのご利用にあたって

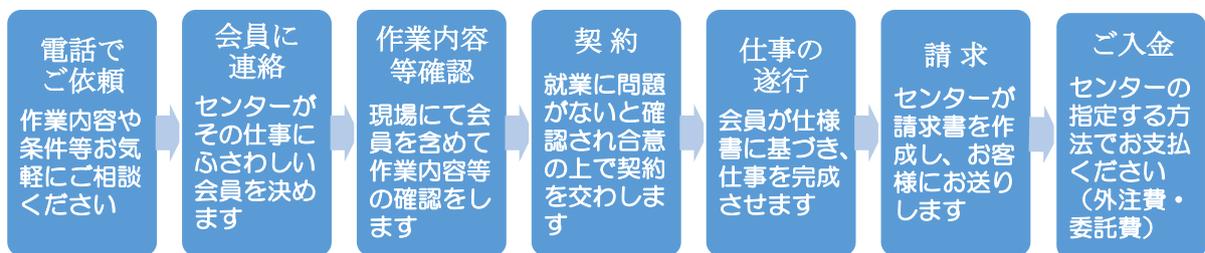
シルバー人材センター（センター）は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、高年齢者が地域で働くことを通じて、活力ある高齢社会、地域社会づくりに貢献するとともに、高齢者が健康で生きがいのある生活ができることを目指した公益法人です。

お客様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

I センターでお引き受けする仕事

- 会員は 60 歳以上の高齢者です。安全就業を徹底するため、危険な仕事や有害な仕事はお請けできません。
- センターの仕事は、臨時的・短期的、または軽易な業務とされる仕事です。長期契約の仕事では、複数の会員によるグループ就業やローテーション就業が行われることがあります。（「就業」とは会員が仕事に就くこと）
- ご相談、お見積りの上、センターが仕事をお引き受けし、会員の就業については、すべてセンターにお任せいただきます。
- お客様とセンターとの間で契約（請負・委任契約）をします。お客様と仕事に就く会員との間に雇用関係・指揮命令関係は発生しません。事業所の社員と混在して就業することや、就業先で指揮命令の下に就業する仕事は、お引き受けできません。

II ご依頼からお支払までの流れ



なお、公益事業の制約上、契約期間内であっても就業中止となる場合があります。

- ①センター会員の体調不良等の諸事情で要員補充ができない場合
- ②熱中症予防として、気温・湿度等が高く作業が危険と判断した場合
- ③お客様のご都合による場合
- ④請負代金をお支払いいただけない場合

III 安全対策

センターは、受注した仕事の遂行にあたり、現場まで徒歩もしくは自転車で通える会員を手配し、安全対策を講じます。

その他、ご不明な点は、センターへおたずねください。